

春日井市原子爆弾被爆者受診旅費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者が広島市又は長崎市の原爆病院において健康診断又は医療（以下「健康診断等」という。）を受ける場合の旅費（以下「旅費」という。）について助成することにより、原子爆弾被爆者の健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、本市に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に該当する者（以下「被爆者」という。）
- (2) 被爆者（年齢70歳以上の者又は市長が介助を必要と認める者に限る。）の介助のため同行した者（以下「介助者」という。）

2 介助者は、被爆者1人につき1人とする。

(助成の方法)

第3条 助成の方法は、被爆者が健康診断等を受けるために別表に定めるところにより旅行した後において、その者の申請に基づき次条に定める額を助成する。

2 前項に規定する助成は、被爆者1人につき年1回とする。

(助成額)

第4条 助成の額は、春日井市から旅行地までの往復に要する普通旅客運賃及び特別急行料金に相当する金額とする。

2 前項に規定する金額の計算方法は、春日井市職員の旅費の例による。

(申請等)

第5条 旅費の助成を受けようとする者は、被爆者受診旅費助成申請書(第1号様式)に健康診断等を受けたことを証する書類を添付(被爆者健康手帳にあつては提示)して提出しなければならない。

2 介助者に係る旅費の助成を受けようとする者は、第1項の申請書を提出する際に、旅客運賃領収書その他被爆者に同行したことを証する書類を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があつたときは、速やかにこれを審査し、手当の支給の可否を決定しなければならない。

4 市長は、前項の規定により手当の支給の可否を決定したときは、被爆者受診旅費助成決定・却下通知書(第2号様式)により第1項の申請者に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により旅費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市原子爆弾被爆者受診旅費助成要綱の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市原子爆弾被爆者受診旅費助成要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市原子爆弾被爆者受診旅費助成要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

被爆地の区分	旅 行 地
広 島	広 島 市
長 崎	広島市及び長崎市

第 1 号様式（第 5 条関係）

被爆者受診旅費助成申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住所

（申請者）

氏名

次のとおり被爆者受診旅費の助成を申請します。

被爆者健康手帳番号		被爆地	
健康診断を受けた 病院名			
健康診断等を受けた日	年 月 日		
振込先 口座	金融 機関		支店名
	種 別	番 号	名 義

※ 健康診断書の領収書を添付してください。

第 2 号様式（第 5 条関係）

被爆者受診旅費助成決定・却下通知書

第 号

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のあった被爆者受診旅費の助成について、
次のとおり決定・却下したので通知します。

決定区分	可・否	助成額	円
決定・却下理由			
受診年月日			
受診地			